（委員部第一課長）同　宮崎　一徳
管理部副部長を命ずる
管理部管理課長事務取扱を命ずる
（外交防衛委員会調査室首席調査員）参議院常任委員会調査員　岡留　康文
参議院参事に任ずる
第一特別調査室長を命ずる
（内閣委員会調査室次席調査員）同　久保田正志
内閣委員会調査室首席調査員を命ずる
（外交防衛委員会調査室次席調査員）同　中内　康夫
外交防衛委員会調査室首席調査員を命ずる
（厚生労働委員会調査室次席調査員）同　金子　和裕
厚生労働委員会調査室首席調査員を命ずる
（庶務部厚生課長）参議院参事　加賀谷ちひろ
秘書課長を命ずる
（議事部議案課長）同　小林　史武
議事部議事課長を命ずる
（委員部第二課長）同　星　正彦
議事部議案課長を命ずる
委員部第三課長兼務を解く
（庶務部広報課長）同　金子　真実
委員部議院運営課長を命ずる
（委員部第七課長）同　塚本　禎宏
委員部第一課長を命ずる
（憲法審査会事務局総務課長）同　大蔵　誠
委員部第二課長を命ずる
委員部第三課長兼務を命ずる
（委員部第八課長）同　小島新一郎
委員部第七課長を命ずる
（委員部第六課長）同　大山　尚
委員部第八課長を命ずる
参議院法制局参事
参議院参事に任ずる
憲法審査会事務局総務課長を命ずる
（秘書課秘書主幹）参議院参事　岩波　祐子
庶務部広報課長を命ずる
（庶務部議員課議員主幹）同　山田　千秀
庶務部厚生課長を命ずる
（庶務部広報課広報主幹）同　有薗　裕章
秘書課勤務を命ずる
秘書課秘書主幹を命ずる
（予算委員会調査室次席調査員）参議院常任委員会調査員　中西　渉
内閣委員会調査室勤務を命ずる
内閣委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事の兼任を解く
（企画調整室次長）同　大川　昭隆
経済産業委員会調査室兼務を命ずる
経済産業委員会調査室首席調査員を命ずる
（委員部第五課長）参議院参事　金子　隆昭
委員部第六課長兼務を命ずる
（事務次長）同　郷原　悟
委員部長事務取扱を解く
（管理部副部長）同　小渕　亮
管理部管理課長事務取扱を解く（以上一月一日）

（企画調整室長）参議院常任委員会専門員　諸星　輝道
（内閣委員会調査室長）同　五十嵐吉郎
（総務委員会調査室長）同　塩見　政幸
（外交防衛委員会調査室長）同　矢嶋　定則
（環境委員会調査室長）同　山下　孝久
願により平成二十五年十二月三十一日限り常任委員会専門員を免ずる（各通）（二十五年十二月三十一日）

参議院法制局

辞令

（法制主幹）参議院法制局参事　吉岡　成子
調査課長事務取扱を命ずる
（調査課長）同　佐伯　道子
参議院事務局へ出向を命ずる（以上一月一日）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
国務大臣に指定する
同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上二十五年十二月二十五日）
○国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
国土交通大臣太田昭宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う
国務大臣に指定する（二十五年十二月二十六日）

会計検査院

（第四局監理官）会計検査院事務官　久米　浩一
（第五局経済産業検査第二課専門調査官）同　譲原　晴由
辞職を承認する（各通）（二十五年十二月三十一日）
（第三局上席調査官（道路担当）付専門調査官）会計検査院事務官　福田　健志
第四局監理官に昇任させる
（第二局厚生労働検査第二課総括副長（調査官））同　山本　一将
第二局厚生労働検査第二課専門調査官に昇任させる
（第一局外務検査課総括副長（調査官））同　五味　克仁
第三局上席調査官（道路担当）付専門調査官に昇任させる
（第二局厚生労働検査第二課専門調査官）同　谷口　章
第五局経済産業検査第二課専門調査官に配置換する（以上一月一日）

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、国家安全保障局に企画官を置く規則を次のように定める。
平成二十六年一月六日
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家安全保障局に企画官を置く規則

1　国家安全保障局に、併任の企画官を置くことができる。

2　企画官は、命を受けて国家安全保障局の事務のうち特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。

附　則

この規則は、平成二十六年一月七日から施行する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件（平成十三年三月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月七日から施行する。
平成二十六年一月六日
内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣総理官室の項の次に次のように加える。

国家安全保障局	国家安全保障局長

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件（平成十七年三月十五日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月七日から施行する。
平成二十六年一月六日
内閣総理大臣　安倍　晋三

別表内閣総理官室の項の次に次のように加える。

国家安全保障局	国家安全保障局長

国家試験

平成26年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成26年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年1月6日
国土交通省土地鑑定委員会委員長　鎌田　薫